平成２１年（フ）第９９９号
大阪府富田林市若松町２丁目５番７号
債務者　宮　　晴美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１０号
堺市北区東浅香山町１丁270番地９
債務者　川井　友代
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２５号
大阪府藤井寺市小山６丁目５番58号
債務者　西浦　和則
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３３号
大阪府羽曳野市野々上３丁目７番10号
債務者　高岡　央樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３９号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－３－104号
債務者　金田　静子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６０号
堺市北区新金岡町２丁３番21―208号
債務者　白鳥　利恵
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７０号
大阪府富田林市新家２丁目16番６号　川西ハイツ304号室
債務者　福住　直美（旧姓坊迫）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７２号
大阪府富田林市寿町３丁目15番１号　201
債務者　金山　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９２号
大阪府羽曳野市島泉６丁目12番21号　シャルマン島泉Ａ棟103号室
債務者　岡薗智津子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０１号
堺市北区東雲東町２丁２番３―204号
債務者　大西惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０４号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番128―501号
債務者　長浜　純男
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１１６号
大阪府富田林市五軒家１丁目16番21号
債務者　岡本　昌也
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３８号
堺市堺区東雲西町２丁３番７号
債務者　北村りみ子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４７号
堺市中区陶器北1271番地９、前住所堺市中区伏尾188番地１　ルナ・ピエーナ泉北607号
債務者　森　　美紀
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
沖縄県浦添市城間３丁目３番22―502号　メゾン城間
債務者　本村　一明
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５４４号
盛岡市月が丘２丁目８番14号　コーポ石川201号
債務者　岩間　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５５号
岩手県紫波郡紫波町日詰字七久保69番地　町営第二希望ケ丘住宅81号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６０号
盛岡市東新庄２丁目10番10号　万年青苑１号
債務者　中村　和弘
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部